

町村長等・議会議員・一般職・各種委員会委員等の
報酬及び費用弁償に関する調べ

平成29年7月1日現在

熊本県町村議会議長会

目 次

I 町村長・議会議員等の報酬（給料）及び旅費に関する調べ	1
1 報酬（給料）	1
2 旅費	3
(1) 町 村 長	3
(2) 副 町 村 長	5
(3) 教 育 長	7
(4) 議 長	9
(5) 副 議 長	11
(6) 議 員	13
(7) 3級以上の職務にある者	15
(8) 2級～1級の職務にある者	17
II 町村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調べ	19
(1) 教育委員会	19
(2) 選挙管理委員会	21
(3) 農業委員会	23
(4) 監査委員	25
(5) 民生委員	27
(6) 消防団	29
(7) 嘱託員（区長）	31
(8) 学 校 医	33
小 学 校	33
中 学 校	35
(9) 特別職報酬等審議会	37
(10) スポーツ推進委員会	39
(11) 交通指導員	41

I 町村長・議会議員等の報酬（給料）及び旅費に関する調べ

1 報酬（給料）

（単位：円）

郡・町村名	町 村 長		副 町 村 長		教 育 長		議 長		副 議 長		議 員		備 考	
	条例額	減額条 例適 用後	条例額	減額条 例適 用後	条例額	減額条 例適 用後	条例額	減額条 例適 用後	条例額	減額条 例適 用後	条例額	減額条 例適 用後		
下城 益郡	美里町	769,000		576,500		530,600		307,200		254,300		238,400		
玉 名 郡	玉東町	733,000		545,000		508,000		315,000		260,000		236,000		
	和水町	791,000		581,000		536,000		326,000		269,000		245,000		
	南関町	790,000	750,000	574,000	545,000	524,000	497,000	300,000	333,000 ※	248,000	275,000 ※	225,000	250,000 ※	※報酬月額表欄 中、「減額条 例適用後」は、 「増額条 例適用 後」とする。
	長洲町	750,000		550,000		500,000		334,000		276,000		251,000		
菊 池 郡	大津町	747,000		593,000		542,000		332,000		273,900		249,000		
	菊陽町	747,000		593,000		542,000		332,000		273,000		249,000		
阿 蘇 郡	南小国町	660,000		489,000		453,000		264,000		217,000		198,000		
	小国町	784,000	392,000	582,000		535,000		309,000	293,550	254,000	241,300	234,000	222,300	
	産山村	650,000				490,000		260,000		213,000		194,000		
	高森町	726,300				509,600		290,500		239,600		217,800		
	南阿蘇村	763,000		580,000		530,000		310,000		256,000		233,000		
	西原村	736,000		549,000		516,000		303,000		250,000		228,000		
上 益 城 郡	御船町	706,400		548,300		500,600		317,400		262,000		237,700		
	嘉島町	741,900		556,000		527,300		296,800		244,900		222,600		
	益城町	830,400	747,360 ※	623,500		569,900		332,100		274,000		249,100		※減額条 例適用 は、次期町長選 挙により選出さ れる町長の任期 の開始の日の前 日まで。
	甲佐町	790,700		593,000		553,200		315,700		260,500		237,300		
	山都町	791,900		593,900		544,600		316,300		260,600		237,600		

1 報酬（給料）

（単位：円）

郡・町村名	町 村 長		副 町 村 長		教 育 長		議 長		副 議 長		議 員		備 考	
	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後		
八代郡	氷川町	745,000		574,000		533,000		308,000		254,000		231,000		
葦北郡	芦北町	798,000		603,000		543,000		325,000		268,000		244,000		
	津奈木町	740,000		561,000		518,000		310,000		255,000		233,000		
球磨郡	錦町	760,000		585,000		527,000		302,600		250,100		227,300		
	あさぎり町	787,000		605,000		535,000		316,000		261,000		237,000		
	多良木町	749,000		597,000		527,000		310,000		255,000		232,000		
	湯前町	774,000		601,000		528,000		298,000		246,000		225,000		
	水上村	736,000		571,000		502,000		295,100		243,300		221,400		
	相良村	682,000				506,000		281,000		232,000		211,000		
	五木村	676,000		534,000		480,000		284,000		234,000		213,000		
	山江村	740,000	666,000 ※	568,000		509,000		289,000		238,000		216,000		※月額 (740,000円) 7 月1日～7月31日 までの間、給与 月額の100分の 10を乗じて得た 額を減じた額。
	球磨村	745,000	596,000	572,000	514,800	513,000	487,350	298,000		245,000		223,000		
天草郡	苓北町	758,000		569,000		531,000		303,000		250,000		228,000		
県内平均		748,310	664,036	573,829	551,686	521,413	499,621	305,829	306,617	252,168	252,689	229,813	229,664	

2 旅費

(1) 町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城 益郡	美里町	37 ※1	2,400	2,400 ※2	13,100	11,800		1,700	実費	※1「20km未満」については、1日2,100円、半日1,050円 ※2 宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を利用。
玉 名 郡	玉東町	37	2,600	2,600	13,100	11,800		2,600	実費	
	和水町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	2,200 ※1	※2	13,200	11,800		2,700	実費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
	長洲町	37	3,600 ※1	2,600 ※2	13,100	11,800		2,600	実費	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊 池 郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない。
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない。※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿 蘇 郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない。
	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給しない。
	産山村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
	南阿蘇村	37	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(1) 町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,200	2,200	14,000	13,000		2,200	実費	
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200			実費	
	甲佐町	37	2,200 ※	2,200 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150 ※	11,900	10,800		2,300	実費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給しない。
葦北郡	芦北町	37	3,000 ※	1,500 ※	14,800	13,300		3,000	実費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円。
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	14,000	11,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない。※2 割引商品等の料金—{(宿泊料の額×泊数)×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 ※	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	※人吉球磨管内については支給しない。公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
	五木村	30	2,500 ※	※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円, 10km未満:1,700円, 15km未満:1,900円, 15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円, 10km未満:2,700円, 15km未満:2,900円, 15km以上:3,100円)。
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡市内については支給しない。
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	13,300 ※2	11,700			実費	※1 天草島内の旅行の場合、支給しない。※2 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。

(2) 副町村長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城 益郡	美里町	37 ※1	2,400	2,400 ※2	13,100	11,800		1,700	実費	※1 「20km未満」については、1日2,100円、半日1,050円 ※2 宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を利用。
玉 名 郡	玉東町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給
	南関町	37	1,800 ※1	※2	11,100	10,000		2,300	実費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊 池 郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない。
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない。※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿 蘇 郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない。
	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給しない。
	産山村									
	高森町									
	南阿蘇村	37	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。	

(2) 副町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,000	12,500		1,800	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,100	2,100	13,500	12,500		2,100	実費	
	益城町	37	2,300	2,300	13,600	12,700			実費	
	甲佐町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,500	12,500			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。
八代郡	氷川町	37	2,200	1,100 ※	11,400	10,300		2,200	実費	※八代市(泉町を除く)、宇土市、宇城市については支給しない。
葦北郡	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円。
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	14,000	11,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない。※2 割引商品等の料金-{(宿泊料の額×泊数)×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 ※	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	※人吉球磨管内については支給しない。公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
	五木村	30	2,500 ※	※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円, 10km未満:1,700円, 15km未満:1,900円, 15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円, 10km未満:2,700円, 15km未満:2,900円, 15km以上:3,100円)。
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡市内については支給しない。
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200 ※1	11,500 ※2	10,300			実費	※1 天草島内の旅行の場合、支給しない。※2 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。

(3) 教育長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城 益郡	美里町	37 ※1	2,400	2,400 ※2	13,100	11,800		1,700	実費	※1 「20km未満」については、1日2,100円、半日1,050円 ※2 宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を利用。
玉 名 郡	玉東町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	1,800 ※1	※2	11,100	10,000		2,300	実費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外。 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊 池 郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない。
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない。※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿 蘇 郡	南小国町	35 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000			実費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない。※2 隣接町村に出張の場合は支給しない。
	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給しない。
	産山村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
	南阿蘇村	37	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(3) 教育長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,000	12,500		1,800	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,100	2,100	13,500	12,500		2,100	実費	
	益城町	37	2,300 ※	2,300 ※	13,600	12,700			実費	※陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない。
	甲佐町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,500	12,500			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。
八代郡	氷川町	37	2,200	1,100 ※	11,400	10,300		2,200	実費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給なし。
葦北郡	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円。
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	14,000	11,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない。※2 割引商品等の料金—{(宿泊料の額×泊数)×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 ※	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	※人吉球磨管内については支給しない。公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
	五木村	30	2,500 ※	※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、15km以上:3,100円)
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡市内については支給しない。
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	11,500 ※2	10,300			実費	※1 天草島内の旅行の場合、支給しない。※2 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。

(4) 議長

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城益郡	美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※往復20km以上の地域。20km未満については、1日2,100円、半日1,050円。
玉名郡	玉東町	37	2,600	2,600	13,100	11,800		2,600	実費	
	和水町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び委員会等の開催の際には、1日当たり1,000円の費用弁償を支給する。
	南関町	37	2,200 ※1	※2	13,200	11,800		2,700	実費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町内
	長洲町	37	3,600 ※1	2,600 ※2	13,100	11,800		2,600	実費	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100			実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。町内は原則支給しない。
	小国町	30	1,000	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	※小国町以外に出張する場合に限り支給する。別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。
	産山村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
	南阿蘇村	37	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。※2 議員が4時間以内の委員会等に出席した場合は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(4) 議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,200	2,200	14,000	13,000		2,200	実費	
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200			実費	
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内の諸費については、議会議長、議員のみとする。
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	14,800	13,300		2,600	実費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円。
球磨郡	錦町	37	2,200	2,200	14,000	11,000			実費 ※	※割引商品等の料金—{(宿泊料の額×泊数)×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円。 ※2 県内 12,000円。
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 ※	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	※車賃については、人吉球磨管内は支給しない。また、公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
	五木村	30	2,700 ※	1,700 ※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円, 10km未満:1,700円, 15km未満:1,900円, 15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円, 10km未満:2,700円, 15km未満:2,900円, 15km以上:3,100円)。議員は複数人のため平均値を採用。
	山江村	30	2,200	2,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡市内は1,000円。
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
	天草郡	苓北町	37	2,400	1,200	13,300 ※1	11,700			実費

(5) 副議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城益郡 美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※往復20km以上の地域。20km未満については、1日2,100円、半日1,050円。	
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び委員会等の開催の際には、1日当り1,000円の費用弁償を支給する。
	南関町	37	1,800 ※1	※2	11,100	10,000		2,300	実費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100			実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。町内は原則支給しない。
	小国町	30	1,000	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	※小国町以外に出張する場合に限り支給する。別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。
	産山村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
	南阿蘇村	37	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。※2 議員が4時間以内の委員会等に出席した場合は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(5) 副議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,200	2,200	14,000	13,000		2,200	実費	
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200			実費	
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内の諸費については、議会議長、議員のみとする。
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,200 ※	1,100 ※	13,100	11,800		2,200	実費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円
球磨郡	錦町	37	2,200	2,200	14,000	11,000			実費 ※	※割引商品等の料金—{(宿泊料の額×泊数)×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 ※	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	※車賃については、人吉球磨管内は支給しない。また、公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
	五木村	30	2,500 ※1	1,500 ※1	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円, 10km未満:1,700円, 15km未満:1,900円, 15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円, 10km未満:2,700円, 15km未満:2,900円, 15km以上:3,100円)。※1議員は複数人のため平均値を採用。
	山江村	30	2,200	2,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡市内は1,000円。
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200	13,300 ※1	11,700			実費	※1 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。

(6) 議員

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下城益郡 美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※往復20km以上の地域。20km未満については、1日2,100円、半日1,050円。	
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び委員会等の開催の際には、1日当り1,000円の費用弁償を支給する。
	南関町	37	1,800 ※1	※2	11,100	10,000		2,300	実費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
	長洲町	37	3,300 ※1	2,400 ※2	12,000	10,800		2,400	実費	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100			実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。町内は原則支給しない。
	小国町	30	1,000	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	※小国町以外に出張する場合に限り支給する。別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。
	産山村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。
	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
	南阿蘇村	37	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。※2 議員が4時間以内の委員会等に出席した場合は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(6) 議員

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,500	13,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,200	2,200	14,000	13,000		2,200	実費	
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200			実費	
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内の諸費については、議会議長、議員のみとする。
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,200 ※	1,100 ※	13,100	11,800		2,200	実費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円。
球磨郡	錦町	37	2,200	2,200	14,000	11,000			実費 ※	※割引商品等の料金ー{(宿泊料の額×泊数)×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 ※	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	※車賃については、人吉球磨管内は支給しない。また、公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
	五木村	30	2,600 ※	1,600 ※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円, 10km未満:1,700円, 15km未満:1,900円, 15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円, 10km未満:2,700円, 15km未満:2,900円, 15km以上:3,100円)。議員は複数人のため平均値を採用。
山江村	30	2,200	2,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡市内は1,000円。	
球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,400	1,200	13,300 ※1	11,700			実費	※1 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。

(7) 3級以上の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城益郡	美里町	37 ※1	2,200	2,200 ※2	11,000	10,500		1,500	実費	※1 「20km未満」については、1日2,100円、半日1,050円 ※2 宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を利用。
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	2,200 ※1	※2	10,900	9,800		2,200	実費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
	長洲町	37	3,000 ※1	2,200 ※2	10,900	9,800		2,200	実費	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊池郡	大津町	37	2,200		10,900	10,900			実費	
	菊陽町	37	2,200	2,200 ※1	10,900	10,900		2,200	実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000			実費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない。※2 隣接町村に出張の場合は支給しない。
	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給しない。
	産山村		1,000	1,000	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。
	高森町	37 ※1	2,400	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
	南阿蘇村	37	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。※2 別表に掲げる地域に旅行する場合は、日当は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は日当は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(7) 3級以上の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	1,900 ※	1,900 ※	13,000	12,000		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,000	2,000	13,000	12,000		2,000	実費	
	益城町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない。
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	13,000	12,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。
八代郡	氷川町	37	2,100	1,050 ※	10,900	9,800		2,100	実費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給なし。
葦北郡	芦北町	37	2,200 ※	1,100 ※	13,100	11,800		2,200	実費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円。
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	13,000	10,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない。※2 割引商品等の料金－{(宿泊料の額×泊数)×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	5,800	実費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円。
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30			12,000	10,000	4,500		実費	
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡市内については支給しない。
球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	10,900 ※2	9,800			実費	※1 天草島内の旅行の場合、支給しない。※2 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。

(8) 2級～1級の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名		車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考
			県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内			
下城 益郡	美里町	37 ※1	2,200	2,200 ※2	11,000	10,500		1,500	実費	※1 「20km未満」については、1日2,100円、半日1,050円 ※2 宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を利用。
玉 名 郡	玉東町	37	1,900	1,900	9,800	9,800		1,900	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	2,700 ※1	※2	9,800	9,800		1,900	実費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
	長洲町	37	2,500 ※1	1,900 ※2	10,000	8,800		1,900	実費	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊 池 郡	大津町	37	2,200		10,900	10,900			実費	
	菊陽町	37	2,200	2,200 ※1	10,900	10,900		2,200	実費 ※2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿 蘇 郡	南小国町	35 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000			実費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない。※2 隣接町村に出張の場合は支給しない。
	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給しない。
	産山村		1,000	1,000	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。
	高森町	37 ※1	2,400	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実費	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
	南阿蘇村	37	2,500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。※2 別表に掲げる地域に旅行する場合は、日当は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は日当は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(8) 2級～1級の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備 考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	37	1,900 ※	1,900 ※	13,000	12,000		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,000	2,000	13,000	12,000		2,000	実費	
	益城町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない。
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	13,000	12,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
	山都町	37	2,200 ※	550 ※	13,000	12,000			実費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。
八代郡	氷川町	37	2,100	1,050 ※	10,900	9,800		2,100	実費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給なし。
葦北郡	芦北町	37	2,000 ※	1,000 ※	10,900	9,800		2,000	実費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※公用車使用の場合は県内外共1,000円。
球磨郡	錦町	37	1,000 ※1	※1	13,000	10,000			実費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。ただし、人吉市及び球磨郡内の旅行には適用しない。※2 割引商品等の料金－{(宿泊料の額×泊数)×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	5,800	実費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
	湯前町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実費 ※3	実費 ※3		実費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円。
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30			12,000	10,000	4,500		実費	
	山江村	30	1,000	1,000 ※	13,000	11,000			実費	※球磨郡市内については支給しない。
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
	天草郡	苓北町	37	2,000	1,000 ※1	10,900 ※2	9,800			実費

Ⅱ 町村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調べ

(1) 教育委員会

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
下益城郡	美里町		141,000					2,000 ※	※4時間未満の場合、半日当1,000円。旅行の場合、往復20km未満は、1,000円。	
玉名郡	玉東町		148,000					1,100		
	和水町						5,800	2,200 ※1	※1 荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地区の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円。	
	南関町						5,500 ※1	※2	※1 4時間以下の場合半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円。	
	長洲町		156,000					500		
菊池郡	大津町	240,000	220,000					2,200	2,200	
	菊陽町		220,000						2,200	
阿蘇郡	南小国町	154,000	141,000					1,000	1,000	
	小国町	273,000	268,000					2,000	2,000	
	産山村	145,000	140,000					1,000	1,000	
	高森町	161,000	153,000					※	※	※職員規定に準ずる。
	南阿蘇村	195,000	189,000					2,000	2,000	
	西原村	156,000	137,000					2,200	2,200	

(1) 教育委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
上益城郡	御船町					7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
	嘉島町	188,600	171,200				2,000	2,000		
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町						6,300 ※		1,500	※報酬は、4時間以内は半額支給
	山都町		173,000						2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町					5,200		900		
葦北郡	芦北町			19,200	13,300			500	500	
	津奈木町			10,600	8,400			500	500	
球磨郡	錦町		93,100						1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町	204,000	153,000					1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町		180,000						1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町						5,100		1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
	水上村		152,000						1,700	
	相良村						4,800		1,200	
	五木村		183,000						1,700 ※	※自宅から役場までの距離により支給される。委員については複数人のため平均値を採用。
	山江村						4,300		1,700	
	球磨村						4,900		1,000	
天草郡	苓北町	183,000	168,000					1,000	1,000	

(2) 選挙管理委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
下益城郡 美里町	54,100	44,600					2,000 ※	2,000 ※	※4時間未満の場合、半日当1,000円。旅行の場合、往復20km未満は、1,000円。	
玉名郡	玉東町					6,000 ※	5,800 ※	1,100	1,100	※4時間以内は半額を支給
	和水町	103,000	94,000					2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円。
	南関町					5,700 ※1	5,500 ※1	※2	※2	※1 4時間以下の場合半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円。
	長洲町					4,000	4,000	500	500	
菊池郡	大津町					4,100	4,000	2,200	2,200	
	菊陽町					4,100	4,000	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	95,000	81,000					1,000	1,000	
	小国町	112,000	107,000					2,000	2,000	
	産山村	80,000	74,000					1,000	1,000	
	高森町	123,000	115,000					※	※	※職員規定に準ずる。
	南阿蘇村	110,000	105,000					2,000	2,000	
	西原村	89,000	71,000					2,200	2,200	

(2) 選挙管理委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
上益城郡	御船町					7,300	7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町					6,300	6,100	2,000	2,000	
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町					6,500 ※	6,300 ※	1,500	1,500	※報酬は、4時間以内半額支給
	山都町					6,800	6,500	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町					5,500	5,200	900	900	
葦北郡	芦北町					6,500	6,000	500	500	
	津奈木町					6,000	5,500	500	500	
球磨郡	錦町					4,500	4,300	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町					4,600	4,300	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町					4,200	4,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町					5,300	5,100	1,600 ※	1,600 ※	※選挙当日は、7,500円。宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
	水上村					5,100	4,800	1,700	1,700	
	相良村					4,800	4,600	1,200	1,200	
	五木村					4,700	1,600	1,500 ※	1,600 ※	※自宅から役場までの距離により支給される。委員については複数人のため平均値を採用。
	山江村					4,700	4,500	1,700	1,700	
	球磨村					4,900	4,500	1,000	1,000	
天草郡	苓北町	124,000	115,000					1,000	1,000	

(3) 農業委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額									費用弁償 (日当額)			備考
	年額としている場合			月額としている場合			日額としている場合			会長	会長職務代理者	委員	
	会長	会長職務代理者	委員	会長	会長職務代理者	委員	会長	会長職務代理者	委員				
下益城郡 美里町	224,000	203,000	203,000							2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	※半日当：1,000円。ただし、昼食をはさんで午後閉会した場合は、1日手当支給。
玉名郡	玉東町	230,000	190,000	170,000						1,100	1,100	1,100	
	和水町	156,800	148,000	148,000						2,200 ※	2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円。
	南関町	200,000		170,000						※		※	※町内600円。町外1,800円。
	長洲町	165,000 ※		155,000 ※						500		500	※左記の報酬額に活動及び成果に応じて予算の範囲内で町長が定める額を加えた額
菊池郡	大津町	240,000	230,000	220,000						2,200	2,200	2,200	
	菊陽町	240,000	230,000	220,000						2,200	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	202,000	192,000	182,000						1,000	1,000	1,000	
	小国町	260,000	255,000	250,000						2,000	2,000	2,000	
	産山村	145,000		137,000						1,000		1,000	
	高森町	172,000	162,000	155,000						※	※	※	※職員規定に準ずる。
	南阿蘇村	300,000		250,000						2,000		2,000	
	西原村	190,000	150,000	150,000						2,200	2,200	2,200	

(3) 農業委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額									費用弁償 (日当額)			備考	
	年額としている場合			月額としている場合			日額としている場合			会長	会長職務代理者	委員		
	会長	会長職務代理者	委員	会長	会長職務代理者	委員	会長	会長職務代理者	委員					
上益城郡	御船町	167,200	155,900	155,900							1,900 ※	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	168,700	153,300	153,300							2,000	2,000	2,000	
	益城町	286,600	255,600	255,600							2,200	2,200	2,200	
	甲佐町	252,000	226,800	226,800							1,500	1,500	1,500	農地利用最適化推進委員 報酬 年額226,800円 費用弁償 日額 1,500円
	山都町	198,000	173,000	173,000							2,200 ※	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、 高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅 行は1,100円。
氷川町	241,000	205,800	205,800							900	900	900		
葦北郡	芦北町				23,600	18,800	17,500				500	500	500	
	津奈木町				23,700	16,500	16,500				500	500	500	
球磨郡	錦町	年額 960,700 以内で町 長が別に 定める	年額 926,400 以内で町 長が別に 定める	年額 920,500 以内で町 長が別に 定める							1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は 半額。
	あさぎり町	299,000	275,000	261,000							1,100 ※	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200 円。
	多良木町	1,141,000 ※1	1,075,000 ※1	1,069,000 ※1							1,500 ※2	1,500 ※2	1,500 ※2	※1以内で町長が別に定める額 ※2九州外 2,000円。
	湯前町	328,000	295,000	281,000 ※ 1							1,600 ※ 2	1,600 ※ 2	1,600 ※ 2	※1 農地利用最適化推進委員 242,000円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円 を加算する
	水上村	270,000	237,000	226,000							1,700	1,700	1,700	
	相良村	274,000	253,000	242,000							1,200	1,200	1,200	
	五木村	272,000	236,000	217,000							1,500 ※	1,500 ※	1,800 ※	※自宅から役場までの距離により 支給される。委員については 複数人のため平均値を採用。
	山江村	275,000	247,000	225,000							1,700	1,700	1,700	
球磨村	298,000	245,000	223,000							1,000	1,000	1,000		
天草郡	苓北町	183,000 ※	168,000 ※	168,000 ※							1,000	1,000	1,000	※年報酬とは別に活動に応じて 能率給が別途支給される。(能 率給の額については、予算の範 囲で町長が定める額となってい る。)

(4) 監査委員

(単位：円)

郡・町村名		報酬額						費用弁償 (日当額)		備考
		年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		識見	議選	
		識見	議選	識見	議選	識見	議選			
下益城郡	美里町	175,000	127,000					2,100 ※	2,100 ※	※半日当：1,050円。20km以上：2,400円。
玉名郡	玉東町					7,500 ※	6,900 ※	1,100	1,100	※4時間以下の場合、半額を支給。
	和水町					7,500	6,900	2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円。
	南関町					7,500 ※1	6,900 ※1	※2	※2	※1 4時間以下の場合半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円。
	長洲町					7,500	6,900	500	500	
菊池郡	大津町					7,100	7,100	2,200	2,200	
	菊陽町					7,100	7,100	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町					6,000	5,200	1,000	1,000	
	小国町	300,000	230,000					2,000	2,000	
	産山村	153,000	123,000					1,000	1,000	
	高森町		213,000			6,400		※	※	※職員規定に準ずる。
	南阿蘇村	185,000	140,000					2,000	2,000	
	西原村	230,000	165,000					2,200	2,200	

(4) 監査委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		識見	議選		
	識見	議選	識見	議選	識見	議選				
上益城郡	御船町					7,300	7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町					6,600	6,600	2,200	2,200	
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町					7,000 ※	6,800 ※	1,500	1,500	※報酬は、4時間以内半額支給。
	山都町					7,000	6,900	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町					7,800	6,300	950	950	
葦北郡	芦北町					7,900	6,100	500	500	
	津奈木町					8,800	6,000	500	500	
球磨郡	錦町					6,800	5,800	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町					12,000	5,800	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町					12,000	6,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円。
	湯前町					12,000	5,300	1,600 ※	1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
	水上村					12,000	5,800	1,700	1,700	
	相良村					7,000	5,400	1,200	1,200	
	五木村					12,000	6,000	1,920 ※	1,500 ※	※識見は、自宅(人吉市)からの往復距離×30円、議選は、自宅から役場までの距離により支給される。
	山江村					6,600	5,700	1,700	1,700	
	球磨村					6,700	5,700	1,000	1,000	
天草郡	苓北町					8,400 ※	7,400 ※	1,000	1,000	※報酬は半日単位とし、半日の場合、識見：4,500円。議選：4,000円の報酬額となる。

(5) 民生委員

(単位：円)

郡・町村名		町 村 からの 活 動 助 成 費 等			費 用 弁 償 (日 当 額)	備 考
		年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合		
下 益 城 郡	美里町	12,000			2,000 ※	※半日当：1,000円。
玉 名 郡	玉東町			5,800	1,100	
	和水町					民生児童委員協議会へ委託料として2,827,200円支給。
	南関町					社会福祉協議会へ業務委託料として2,305,000円支給。
	長洲町					民生・児童委員協議会へ補助金として2,640,000円支給。
菊 池 郡	大津町				2,200	民生委員協議会へ活動補助金として5,512,000円支給。
	菊陽町					民生児童委員協議会へ補助金として4,564,000円支給。
阿 蘇 郡	南小国町					民生委員協議会へ補助金（総額）として1,862,000円支給。
	小国町	49,000			2,000	
	産山村	600,000			1,000	県から報酬年額1人当たり58,200円 6名×58,200=349,200円
	高森町					民生委員協議会へ4,086,000円支給。
	南阿蘇村	71,000			2,000	
	西原村	71,000			2,200	

(5) 民生委員

(単位：円)

郡・町村名		町村からの活動助成費等			費用弁償 (日当額)	備考
		年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合		
上益城郡	御船町	4,532,000				
	嘉島町					
	益城町					民生委員協議会へ補助金として3,750,000円支給。
	甲佐町					民生委員・児童委員協議会へ補助金として3,230,000円支給。
	山都町					民生委員協議会へ運営助成として8,000,000円支給。
八代郡	氷川町					民生委員協議会へ補助金として2,350,000円支給。
葦北郡	芦北町					民生児童委員協議会へ補助金として8,787,000円支給。
	津奈木町					民生委員・児童委員協議会へ補助金として1,698,000円支給。
球磨郡	錦町					民生児童委員協議会への助成として1,600,000円支給。
	あさぎり町					民生委員児童委員協議会へ補助金として4,032,000円支給。
	多良木町					民生委員児童委員協議会へ補助金として2,014,000円支給。
	湯前町					民生委員協議会へ活動補助金として1,900,000円支給。
	水上村	60,000 ※			1,500	※報償費として支出。
	相良村					民生委員協議会へ補助金として1,711,000円支給。
	五木村				1,800 ※	民生委員協議会へ助成金として1,000,000円支給。※費用弁償は助成費内にて支払。
	山江村					民生委員児童委員協議会へ補助金として2,975,000円支給。
	球磨村					民生委員協議会へ助成金として1,720,000円支給。
天草郡	苓北町					民生委員協議会へ運営補助金として1,000,000円支給。

(6) 消防団

(単位：円)

郡・町村名		報 酬 額							出 動 手 当 等							備 考	
		年 額							1 回 に つ き								
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員		
下益城郡	美里町	133,000	78,000	51,000	35,000	33,000	33,000	15,000									会議出席費用弁償1日につき2,000円、半日の場合(4時間未満)1,000円。
玉名郡	玉東町	133,100	98,400	72,800	32,200			19,400	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※			1,000 ※		※水火災1,500円、警戒1,000円、訓練1,000円。
	和水町	145,700	103,200	85,900	65,200	42,000	18,500	14,000	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※		※災害及び捜索活動については、1回につき1,500円。
	南関町	182,000	115,000	96,000	74,500	47,600	29,900	22,600									※町内600円、町外1,800円。団員が職務に従事した場合及び公務のため旅行した場合(風水災害、警戒、訓練等のために出務したときを除く)には費用弁償を支給する。
	長洲町	146,300	99,300	72,100	44,900	34,500	24,000	20,900	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	役員会1回につき500円。
菊池郡	大津町	130,000	91,000	69,000	44,000	39,000	32,000	20,000	2,600	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	
	菊陽町	130,000	91,000	69,100	44,000	39,000	32,000	20,000	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	122,000	84,000	66,000	43,000	40,000	34,000	31,000									※・団員出動手当1人につき6,000円(年額)・機能別団員出動手当5,000円(出動1回につき)・ラッパ隊出動手当1人につき5,000円(年額)・年末警戒手当1部につき10,000円(年額)・ラッパ隊手当10,000円(年額)
	小国町	110,000	72,000	60,000	48,000	40,000	35,000	30,000									※年額5000円。団長、副団長、分団長、副分団長への会議出席の場合の費用弁償は、2,000円
	産山村	110,000	75,000	57,000	38,000	34,000	31,000	25,000									※団員1人につき年間3,000円。
	高森町	128,000	89,000	68,000		40,000	33,000	27,000	2,000	2,000	2,000			2,000	2,000	2,000	副団長の下部に本部員(原則分団長経験者)があり、報酬額が74,000円。
	南阿蘇村	155,000	113,000	84,000	56,000	49,000	40,000	28,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	西原村	114,000	79,000	63,000	40,500	36,500	33,000	29,000									

(6) 消防団

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額							出 動 手 当 等							備 考					
	年 額							1 回 に つ き												
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員						
上 益 城 郡	御 船 町	115,700	82,700	60,500	39,300		30,900	16,800	2,000	2,000	2,000	2,000		2,000	2,000					
	嘉 島 町	119,700	77,800	59,900		36,000	24,000	15,000	1,000	1,000	1,000		1,000	1,000	1,000					
	益 城 町	122,000	87,000	64,000	44,000		32,000	20,500												
	甲 佐 町	103,100	75,700	56,200	39,100	29,200	20,100	15,000	※	※	※	※	※	※	※	※	※出動手当は、部へ運営交付金として1人につき2,000円(年額)支給。			
山 都 町	100,000	80,000	60,000	36,000	30,000	21,000	18,800	2,000	※	2,000	※	2,000	※	2,000	※	2,000	※	※団員が水火災、警戒、訓練等に従事する場合は、水火災、警戒、訓練の場合1回につき2,000円、講習会及び消防大会の場合は1回につき1,500円。上記の場合を除き団員が公務のため旅行した場合及び分団長以上の職にある者が、会議その他の用務により公務についた場合は山都町報酬及び費用弁償条例に定める額を支給する。		
八 代 郡	氷 川 町	140,300	98,400	70,200	49,000		22,800	18,700	※	※	※	※			※	※	※訓練、会議等の職務に従事した場合は費用弁償900円を支給する。			
葦 北 郡	芦 北 町	128,300	73,700	48,400	36,800	26,400	21,100	15,800	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500					
	津 奈 木 町	128,300	73,700	48,400	36,800		21,100	15,800	※	※	※	※			※	※	※会議出席の場合は、費用弁償500円を支給する。			
球 磨 郡	錦 町	114,000	94,000	62,000		43,000	35,000	30,000	1,600	※	1,600	※		1,600	※	1,600	※	※会議・式典出席1,000円。(4時間以内は半額)		
	あ さ ぎ り 町	113,000	94,000	62,000	50,800	44,000	36,000	31,200	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※1回につき1,700円以内。水 火災以外の場合は3,000円以 内		
	多 良 木 町	113,000	94,000	62,000		44,000	35,000	30,000	1,500	※	1,500	※	1,500	※	1,500	※	1,500	※	※公務のため旅行した場合又は 会議の招集に応じた場合は、 費用弁償1,500円を支給す る。(九州外は2,000円)	
	湯 前 町	111,000	82,000	61,000	57,000	42,000	38,000	31,000	※1	2,600	※2	2,600	※2	2,600	※2	2,600	※2	2,600	※2	※1 自動車ポンプ班員は 35,000円、その他ポンプ班員 は34,000円、機能別団員は 12,000円。 ※2 火災以 外の出動は、3,000円
水 上 村	109,000	80,000	66,000	45,000	39,000	31,000	29,000	1,600	※	1,600	※	1,600	※	1,600	※	1,600	※	1,600	※	※災害待機・捜索の場合は 3,000円。
	相 良 村	116,000	85,000	62,000	41,000	41,000	32,000	30,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000				
	五 木 村	130,000	100,000	80,000	45,000	45,000	37,000	32,000	1,800	※	1,800	※	1,800	※	1,800	1,800	1,800	1,800	※団長、副団長及び分団長に おいては分団長会議開催時の 費用弁償は別途。(自宅から の距離により変動)	
	山 江 村	116,000	86,000	63,000	42,000	34,000	33,000	31,000	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700				
球 磨 村	120,000	95,000	65,000	50,000	45,000	35,000	32,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000					
天 草 郡	苓 北 町	118,000	95,000	70,000	56,000	47,000	39,000	31,000	1,000	※	1,000	※	1,000	※	1,000	※	1,000	※	※訓練出動の場合は、2,100 円支給。	

(7) 嘱託員(区長)

(単位:円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)	備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合				
	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)			
下城益郡	美里町	79,000 ※1	3,900					2,000 ※2	※1 嘱託補: 59,000円+1戸当り年額3,900円加算 ※2 4時間未満の場合、半日当1,000円。
玉名郡	玉東町	118,000	3,300					1,100	
	和水町	55,000	4,200					2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円。
	南関町		4,800					600	
	長洲町	89,200	2,800					500	
菊池郡	大津町		※ 1,300					2,200	※「均等割額」 世帯数 50未満 170,000円 世帯数 50～99 185,000円 世帯数100～199 210,000円 世帯数200～299 225,000円 世帯数300以上 249,000円
	菊陽町			19,750	100			2,200	
阿蘇郡	南小国町	100,000						1,000	
	小国町	54,000	600					2,000	区長ではなく行政部長。
	産山村	145,000	1,000					1,000	
	高森町			30,000		※1		※2	※1 地域の世帯集中度など考慮して、160円、190円、220円と地域による差を設けている。なお、支払い方法は6・9・12・3月の4回支払いである。 ※2 職員規定に準ずる。
	南阿蘇村			25,000	330			2,000	
	西原村	30,000 ※	3,700 ※					2,200	※嘱託区長は、区長報酬に年額54,000円を加算。
上益城郡	御船町		※1 2,200					1,900 ※2	※1 平等割 100戸以下 125,000円、101戸～200戸 132,300円、201戸以上139,700円。※2 宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	205,000	1,720					2,000	平均割205,000円に戸当り1,720円を加した額
	益城町	190,000	1,500					2,200	
	甲佐町	142,900	2,700					1,500	
	山都町								

(7) 嘱託員 (区長)

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)	備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合				
	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)			
八代郡	氷川町	174,600	4,100					900	
葦北郡	芦北町			16,300 ※	175 ※			500	※平均割(50%)：一律16,300円 世帯割(45%) 遠距離(5%)：428円/km 役場本庁又は基幹支所、出張所からの距離により算定
	津奈木町	180,000 ※	1,800 ※					500	※距離割(1点当り1,800円) 役場からの距離に応じ3点～9点。
球磨郡	錦町	262,350	596					1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町		※1		※1			1,100 ※2	※1 平等割；戸数区分により280,000～560,000円 均等割(1戸)；戸数区分により1,800～300円 ※2 費用弁償について、人吉市及び球磨郡以外は2,200円支給。
	多良木町	273,700 ※1	1,605 ※1					1,500 ※2	※1 全体の予算の7割を平等割、3割を世帯割として区長に配分している。(年額平均391,000円) ※2 九州外 2,000円
	湯前町	294,000	1,140					1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
	水上村	273,000			※			1,600	※甲地区2,500円、乙地区2,300円。
	相良村		※		※			1,200	※世帯割・均等割 219,000円(世帯割、均等割それぞれ半額率による計算)
	五木村	200,000			※1			※2	※1 世帯割：1,500円が18地区、2,500円が4地区。 ※2 費用弁償は自宅からの距離により変動。
	山江村	203,000	1,000					1,700	
球磨村		※		※			1,000	※50戸以下 150,000円 100戸以下175,000円 150戸以下 200,000円 151戸以上 225,000円	
天草郡	苓北町	200,900	1,396					1,000	

(8) 学校医 (小学校)

(単位:円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医 師	歯 科 医	
	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医			
下益城郡 美里町	※1	※1							※1 任命権者が町長の承認を得て予算の範囲内で定める額
玉名郡	玉東町	163,000	163,000				10,000	10,000	
	和水町	163,000 ※1	149,000 ※1				2,200 ※2 ※3	2,200 ※2 ※3	※1 1校につき ※2 荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額 ※3 職務を行うために出勤したときの日当は、1日につき10,000円
	南関町	163,000	149,000				※	※	※町内600円、町外1,800円。職務を行うために出勤した時の日当は、1日につき10,000円。
	長洲町	167,600	167,600				10,000	10,000	
菊池郡	大津町	182,000	182,000				10,000	10,000	
	菊陽町	182,000	182,000				10,000	10,000	
阿蘇郡	南小国町	222,000 ※	222,000 ※				1,000	1,000	※小学校が3校、中学校が1校あり、4校検診しているが、医師が1名になったため、4校とも1名の医師が検診している。 年間222,000円×4校=888,000円。 歯科医についても1名なので 年間222,000円×4校=888,000円
	小国町	200,000	200,000				10,000	10,000	
	産山村	180,000	180,000				1,000	1,000	
	高森町	84,000 ※1	84,000 ※1				※2	※2	※1 定額に児童数割として84,000円÷町内全児童(生徒)数×担当児童(生徒)数分を加算。 ※2 費用弁償として、旅費を学校医29,760円、歯科医20,000円支給。
	南阿蘇村	176,000	176,000				2,000	2,000	
	西原村	219,000	219,000				10,000	10,000	

(8) 学校医 (小学校)

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医 師	歯 科 医		
	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医				
上 益 城 郡	御船町	217,500	217,500					10,000	10,000	
	嘉島町	203,300	203,300					10,000	10,000	
	益城町	222,000	222,000					10,000	10,000	
	甲佐町	212,900 ※	212,900 ※					10,100	10,100	※1校につき
	山都町	163,000	163,000					11,000	11,000	
八代郡	氷川町	173,500	173,500					2,800	2,800	
葦北郡	芦北町	150,000	120,000					13,700	13,700	
	津奈木町	150,000	120,000					14,200	14,200	
球 磨 郡	錦町	246,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※1校につき
	あさぎり町	246,000	219,000					6,000	6,000	
	多良木町	219,000 ※	219,000					6,000	6,000	※内科医は246,000円
	湯前町	246,000 ※1	219,000					6,000 ※2	6,000 ※2	※1 内科医以外は、219,000円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
	水上村	246,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※報償費として支出。
	相良村						※	※	※	※村長が定める額
	五木村	223,000 ※						16,000 ※		※内科・歯科については、村診療所 (人吉総合病院指定管理)で対応。他 科目医療については、近隣市町村の医 師。
	山江村	246,000	219,000					6,000	6,000	
	球磨村	246,000	219,000					10,000	10,000	
天草郡	苓北町	172,000	172,000					1,000	1,000	

(8) 学校医 (中学校)

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医師	歯科医	
	医師	歯科医	医師	歯科医	医師	歯科医			
下益城郡 美里町	※1	※1							※1 任命権者が町長の承認を得て予算の範囲内で定める額
玉名郡	玉東町	163,000	163,000				10,000	10,000	
	和水町	163,000 ※1	149,000 ※1				2,200 ※2 ※3	2,200 ※2 ※3	※1 1校につき ※2 荒尾玉名地域及び山鹿地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額 ※3 職務を行うために出勤したときの日当は、1日につき10,000円
	南関町	163,000	149,000				※	※	※町内600円、町外1,800円。職務を行うために出勤した時の日当は、1日につき10,000円。
	長洲町	167,600	167,600				10,000	10,000	
菊池郡	大津町	182,000	182,000				10,000	10,000	
	菊陽町	182,000	182,000				10,000	10,000	
阿蘇郡	南小国町	222,000 ※	222,000 ※				1,000	1,000	※小学校が3校、中学校が1校あり、4校検診しているが、医師が1名になったため、4校とも1名の医師が検診している。 年間222,000円×4校=888,000円。 歯科医についても1名なので 年間222,000円×4校=888,000円。
	小国町	200,000	200,000				10,000	10,000	
	産山村	180,000	180,000				1,000	1,000	
	高森町	84,000 ※1	84,000 ※1				※2	※2	※1 定額に児童数割として84,000円÷町内全児童(生徒)数×担当児童(生徒)数分を加算。 ※2 費用弁償として、旅費を学校医29,760円、歯科医20,000円支給。
	南阿蘇村	176,000	176,000				2,000	2,000	
	西原村	219,000	219,000				10,000	10,000	

(8) 学校医 (中学校)

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医 師	歯 科 医		
	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医				
上 益 城 郡	御船町	217,500	217,500					10,000	10,000	
	嘉島町	203,300	203,300					10,000	10,000	
	益城町	222,000	222,000					10,000	10,000	
	甲佐町	212,900 ※	212,900 ※					10,100	10,100	※1校につき
	山都町	163,000	163,000					11,000	11,000	
八代郡	氷川町	173,500	173,500					2,800	2,800	
葦北郡	芦北町	150,000	120,000					13,700	13,700	
	津奈木町	150,000	120,000					14,200	14,200	
球 磨 郡	錦町	219,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※1校につき
	あさぎり町	219,000	219,000					6,000	6,000	
	多良木町	219,000	219,000					6,000	6,000	
	湯前町	219,000	219,000					6,000 ※2	6,000 ※2	※1 内科医以外は、219,000円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
	水上村	219,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※報償費として支出。
	相良村						※	※	※	※村長が定める額
	五木村	223,000 ※						16,000 ※		※内科・歯科については、村診療所 (人吉総合病院指定管理) に対応。他 科目医療については、近隣市町村の医 師。
	山江村	219,000	219,000					6,000	6,000	
	球磨村	219,000	219,000					10,000	10,000	
天草郡	苓北町	172,000	172,000					1,000	1,000	

(9) 特別職報酬等審議会

(単位：円)

郡・町村名		報酬額		費用弁償		備考
		日額		(日当額)		
		会長	委員	会長	委員	
下益城郡	美里町					
玉名郡	玉東町					
	和水町	5,800	5,600	2,200 ※	2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円。
	南関町	5,600 ※1	5,400 ※1	※2	※2	※1 4時間以下の場合、半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円。
	長洲町	4,000	4,000	500	500	
菊池郡	大津町	3,800	3,700	2,200	2,200	
	菊陽町	3,800	3,700	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	3,300 ※	3,300 ※	1,000	1,000	※条例で定めていないその他の非常勤職員の報酬となる
	小国町	3,000	3,000	2,000	2,000	
	産山村			4,000	4,000	
	高森町	5,000	5,000	※	※	※ 職員規定に準ずる。
	南阿蘇村	5,000	3,000	2,000	2,000	
	西原村	6,800	6,800	2,200	2,200	

(9) 特別職報酬等審議会

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額		費 用 弁 償		備 考	
	日 額		(日 当 額)			
	会 長	委 員	会 長	委 員		
上 益 城 郡	御 船 町	4,000	4,000	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉 島 町	6,300	6,100	2,000	2,000	
	益 城 町	6,200	6,200	2,200	2,200	
	甲 佐 町	6,300 ※	6,300 ※	1,500	1,500	※報酬は、4時間以内は半額支給
	山 都 町	6,000	6,000	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八 代 郡	氷 川 町	5,200	5,200	900	900	
葦 北 郡	芦 北 町	4,900	4,900	500	500	
	津 奈 木 町	5,500	5,500	500	500	
球 磨 郡	錦 町	5,200 ※1	5,000 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	※1 職務従事が4時間以内の場合、会長2,700円、委員2,500円。 ※2 職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町	4,600	4,300	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町	4,200	4,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯 前 町	4,600	4,400	1,600 ※	1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
	水 上 村	4,400	4,100	1,600	1,600	
	相 良 村	4,800	4,600	1,200	1,200	
	五 木 村	4,700	4,500	1,500 ※	1,800 ※	※自宅から役場までの距離により支給される。委員については複数人のため平均値を採用。
	山 江 村	4,300	4,100	1,700	1,700	
	球 磨 村	4,300	4,100	1,000	1,000	
天 草 郡	苓 北 町	5,700 ※	5,700 ※	1,000	1,000	※会議が半日で終了する場合は、半日額 3,000円を支給。

(10) スポーツ推進委員

(単位：円)

郡・町村名		報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
		年額の場合	月額の場合	日額の場合		
下 益 城 郡	美里町	32,300			2,000 ※	※半日の場合1,000円(集合時間より4時間未満)
玉 名 郡	玉東町	41,000			1,100	
	和水町	40,500			2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については、定額の2分の1に相当する額。町内1,000円。
	南関町	54,000				
	長洲町	58,500			500	
菊 池 郡	大津町	35,100			2,200	
	菊陽町	35,100			2,200	
阿 蘇 郡	南小国町	27,000			1,000	
	小国町			3,000	2,000	
	産山村				4,000	
	高森町	22,000			※	※ 職員規定に準ずる。
	南阿蘇村	30,000			2,000	
	西原村	33,000			2,200	

(10) スポーツ推進委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
	年額の場合	月額の場合	日額の場合		
上益城郡	御船町	33,400			1,900 ※ ※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	30,200			2,000
	益城町	38,800			2,200
	甲佐町	37,300			1,500
	山都町	40,000			2,200 ※ ※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町	44,600			900
葦北郡	芦北町			4,900	500
	津奈木町			4,800	500
球磨郡	錦町	48,500			1,000 ※ ※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町	31,400			1,100 ※ ※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町	48,500			1,500 ※ ※九州外 2,000円
	湯前町			4,400 ※1	1,600 ※2 ※1 会長 4,600円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
	水上村	29,000			1,600
	相良村			4,600	1,200
	五木村	50,000			1,700 ※ ※自宅から役場までの距離により支給される。複数人のため平均値を採用。
	山江村			4,100	1,700
球磨村	50,000			1,000	
天草郡	苓北町	35,000			1,000

(11) 交通指導員

(単位：円)

郡・町村名		報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
		年額の場合	月額の場合	日額の場合		
下 益 城 郡	美里町	55,100			2,000 ※	※半日の場合1,000円(4時間未満)
玉 名 郡	玉東町	50,000			1,100	
	和水町	40,000			2,200 ※	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については、定額の2分の1に相当する額。町内1,000円。
	南関町	30,000 ※				※謝礼として。
	長洲町					
菊 池 郡	大津町	38,700			2,200	
	菊陽町	38,700			2,200	
阿 蘇 郡	南小国町	35,000			1,000	
	小国町	30,000			2,000	
	産山村	55,000			4,000	
	高森町			1,000	※	※ 職員規定に準ずる。
	南阿蘇村					
	西原村	54,000			2,200	

(11) 交通指導員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考	
	年額の場合	月額の場合	日額の場合			
上益城郡	御船町	83,700			1,900 ※ ※宿泊を伴う場合のみ支給。	
	嘉島町	81,500			2,000	
	益城町		13,100		2,200	
	甲佐町		10,200		1,500	
	山都町	80,000 ※1			2,200 ※2 ※1隊長80,000円、副隊長70,000円、支部長60,000円、委員50,000円 ※2日当については町内、上益城郡内、下益城郡美里町、阿蘇郡高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅費は1,100円とする。	
八代郡	氷川町	76,000			900	
葦北郡	芦北町	51,900			500	
	津奈木町	51,900			500	
球磨郡	錦町			6,000 ※1,2	1,000 ※2 ※1 立番 1,000円。 ※2 職務従事が4時間以内の場合は半額。	
	あさぎり町	30,300			1,100 ※ ※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。	
	多良木町	34,000			1,500 ※ ※九州外 2,000円	
	湯前町			4,400 ※1	1,600 ※2 ※1 会長 4,600円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。	
	水上村	74,000			1,600	
	相良村					人吉地区交通安全協会相良支部へ補助金として1,000,000円支給。
	五木村	49,000			1,800 ※ ※自宅から役場までの距離により支給される。複数人のため平均値を採用。	
	山江村	48,000			1,700	
球磨村	160,000				日当額は決めていないが、限度額40,000円（出勤回数に応じて）支給。	
天草郡	苓北町	37,000			1,000	